【記入例】「※」は必須項目です。

（様式第１－１号）
補助金の交付申請

黒のボールペンを使用してください。
鉛筆や、消せるボールペンは使用できません。

生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付申請書

※ 申請日：　　年　　月　　日

（あて先）公益財団法人ふくおか環境財団
理事長

※ 住所	〒　　－ 福岡市　　区
フリガナ	
氏名	
生年月日	大正・昭和・平成　　年　　月　　日
電話番号	
メールアドレス	

生ごみ堆肥化容器購入費補助金の交付を受けたいので、家庭用生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付要綱第８条第１項の規定に基づき、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1　補助対象経費等

製品名等	※ 商品名	商品名を必ず記入してください。
	メーカー名	※不明な場合は空欄可
購入価格のうち補助対象経費（税込みの金額）	※ ①本体及び付属品　※１	本体価格（付属品を含む）　円
	②基材　※２	基材1個の価格（本体に付属していない場合に限る）　円
	③合計	円
	※１　付属品は本体と一体の製品として販売される場合に限る。 ※２　本体に基材が付属していない場合に限り、１点まで補助の対象。 ※送料、設置費等は補助の対象外。	
補助金交付申請額	※　　円 ※上記「③合計」の２分の１（100円未満切り捨て） ・生ごみ堆肥化容器　上限　2,500円	

例：③合計が4,980円（税込）の場合
4,980円÷2＝2,490円
補助金交付申請額　2,400円

2　補助金振込先

＊農協、漁協、信用金庫、信用組合の場合は「銀行」を二重線で消してから記入してください。
＊ゆうちょ銀行への振込を希望される方は「振込用」の口座番号を記入してください。

※ 金融機関名	銀行　　本店・支店		
預金種別	普通・当座	口座番号	
口座名義（カナ）			

※申請者と同一名義に限る

（裏面に続きます）

2　添付書類のうち、(1)及び(2)は、商品名、メーカー名、価格等が分る書類を添付してください。
(3)及び(4)は、財団による福岡市への照会等に同意する場合は添付不要です。

3　添付書類

（1）購入した製品の商品名、メーカー名が分かる書類
（例：カタログの写し、説明書の写し、商品の写真　等）

（2）補助対象経費に係る支出の確認ができる領収書等の写し
※宛名（申請者）、購入金額、購入品名、領収日、領収書の発行者名（購入した店舗名）が正しく記載されているもの　※適格請求書やレシートでの申請は不可

（3）振込先の口座情報が確認できるもの
※振込先金融機関名、支店名、口座種別、口座番号および口座名義人（申請者）を確認できる書類(通帳の見開きページの写し、ネットバンキングの画面コピー等)

（4）本人確認ができる公的な証明書の写し
（例：運転免許証等の写し、健康保険証の写し、
発行日から３ヶ月以内でマイナンバーの記載がない住民票の写し　等）
住所の記載があるもの
※財団による住民基本台帳の福岡市への照会に同意する場合は不要

（5）市税に係る徴収金に滞納がない旨の証明書（申請日前30日以内に交付を受けたものに限る）
※財団による「福岡市税の滞納の有無に関する調査」の福岡市への照会に同意する場合は不要

（6）その他理事長が必要と認める書類（提出を求められた場合のみ）

4　同意及び誓約事項

※ (3)公的な証明書の写しの提出について	＜どちらかにチェックを入れてください＞ ☒私（申請者）は、生ごみ堆肥化容器購入費補助金における提出書類である公的な証明書の写しの提出に代えて、福岡市住民基本台帳担当課への照会が行われることに同意します。 ☐私（申請者）は、公的な証明書の写し（運転免許証等の写し、健康保険証の写し、発行日から３ヶ月以内でマイナンバーの記載がない住民票の写し　等）を提出します。
※ (4)福岡市税等の滞納の有無について	＜どちらかにチェックを入れてください＞ ☒私（申請者）は、「福岡市税に係る徴収金（福岡市税及び延滞金等）に滞納がないこと」の確認のため、福岡市税務担当課に本紙「生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付申請書」が開示され、私（申請者）の福岡市税等の課税状況及び納付状況についての確認が行われることについて同意します。 ☐私（申請者）は、福岡市税の滞納がないことの証明書の写し（発行日から30日以内）を提出します。
※暴力団排除について	☒私（申請者）は、財団が福岡市暴力団排除条例の規定に準じた排除措置を講じることを理解し、警察への照会が行われることに同意します。
※ アンケート調査について	☒私（申請者）は、生ごみ堆肥化容器購入費補助金に係るアンケート調査に協力します。 ※実施したアンケート結果については、個人が特定できない形式で集計を行い、今後の事業の検討等に活用します。
※ 禁止事項について	☒私（申請者）は、生ごみ堆肥化容器購入費補助金の交付を受けたものを転売・譲渡しません。

※過去に生ごみ堆肥化容器に関する補助金の交付を受けた人は、補助を受けた日の属する年度の3月31日まで補助金の交付を受けることができません。